○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字田ノ元四七七〇の四、四七七三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字横井四七一八の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県熊野市神川町神上字西谷一八八二の三、一八八二の五、一八八二の八、一八八二の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張郡由仁町・沙流郡日高町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町・夕張郡由仁町・沙流郡日高町・檜山郡上ノ国町（以上四町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐によること。

豊頃町、由仁町・日高町・上ノ国町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成十八年九月八日　第七十四号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本冷凍食品検査協会　東京都港区芝大門二丁目四番六号

三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類

調理冷凍食品

四　廃止年月日

平成二十六年九月七日

○経済産業省告示第五十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
412106	福田宗太郎	412107	小倉　悟
412108	高橋　徹郎	412109	勝島　貴宏
412110	大島　英人	412111	柳生眞喜男
412112	馬詰洋一郎	412113	原　哲郎
412114	西田　健祐	412115	谷川　隼也
412116	誼川　陽介	412117	小谷　隆二
412118	合田　紘章	412119	河村　拓海
412120	棚野　毅	412121	金谷　優樹
412122	角矢　敏尚	412123	片岡　俊貴
412124	大石　聡司	412125	越後　幸憲
412126	伊勢田　恒	412127	野中　守
412128	佐々木浩二	412129	太田　貴之
412130	小川　尚	412131	松原　照憲
412132	水谷　恭介	412133	杵淵　哲也
412134	髙井　宏治	412135	広川　浩司
412136	渡辺　秀樹	412137	木村　耕史
412138	岩井　祐一	412139	鵜飼　優
412140	山本　周平	412141	齋藤　康夫
412142	大槻　美菜	412143	小山　達也
412144	小松﨑哲史	412145	竹井　祥貴
412146	宗像　宏之	412147	粟生　将之
412148	盛澤陽一郎	412149	島﨑　和剛
412150	東　健司	412151	総彦
412152	片岡　匡史	412153	石川　真登
412154	松本　隆真	412155	西野　俊彦
412156	石津健太郎	412157	陽　雄希
412158	野口　洋岳	412159	高野　雄希
412160	上野　哲生	412161	松本　大輔
412162	赤松　範明	412163	稲永　創吉
412164	山口　修	412165	波多埜宏幸
412166	佐々木　敦	412167	川北　周一
412168	潮　一生	412169	須﨑　直人
412170	石川　光治	412171	齋藤　雄也
412172	松永　真之	412173	北川　一成
412174	品川浩太郎	412175	吉田　薫
412176	馬場　淳	412177	大石　博文
412178	升本　宏和	412179	長　克成
412180	門田　益実	412181	芳賀　秀人
412182	東海林佑介	412183	森本　博
412184	山本　政德	412185	松尾　基
412186	小林　英治	412187	和多田佑介
412188	北原　貴穂	412189	近内　悠一
412190	河口　文博	412191	増田　潤
412192	小嶋　賢弘	412193	楠田　博
412194	野村　治彦	412195	伊藤　修平
412196	大輪　智彦	412197	藤井　寿隆
412198	鈴木　基之	412199	西村　英哉
412200	村田　陽祐	412201	杉本　和也
			折居　明英